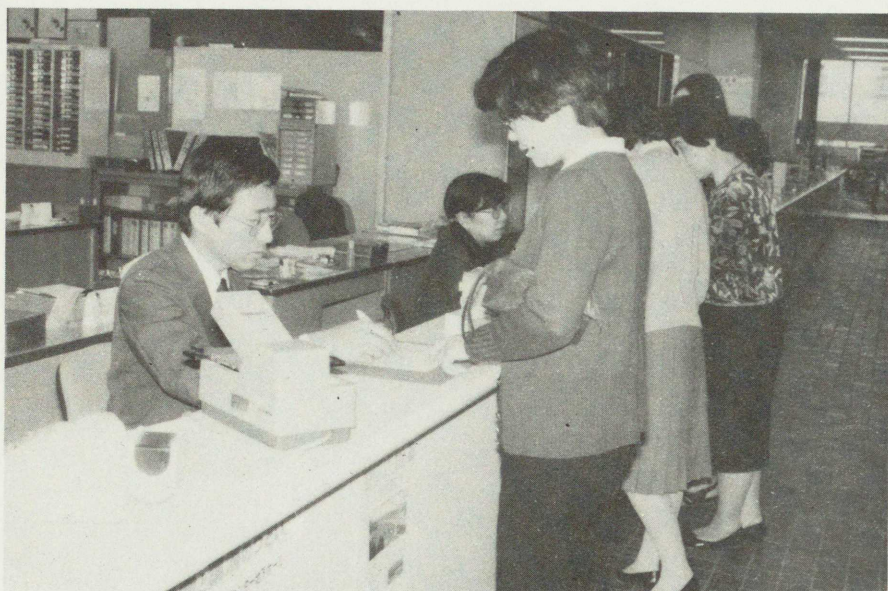


4月から第2・第4土曜日を閉庁

土曜閉庁にご理解とご協力を



戸籍謄本などは駅売店、地域センターでも受け取れます

市役所と水道課は休みます

市では、土曜閉庁の導入について、東京都市長会ならびに東京都町村会の「基本的な考え方」に基づき、検討を進めてきましたが、市議会第一回定例会で、土曜閉庁に関する条例「狛江市の休日定める条例」等が可決されました。この土曜閉庁の方式は、市役所の窓口等が毎月第二・第四土曜日を休みとするものです。実施にあたっては、市民生活に大きな支障をきたすことのないようにするため、週末に利用率の高い施設などは休みとせず従来どおりの業務を行います。市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

土曜閉庁の背景

わが国は、経済摩擦を背景に、内需拡大や対外不均衡の是正を、日本人の年間総労働時間を世界各国から求められています。欧米諸国と比較しますと、二対外不均衡の一つとして、「長百時間（アメリカ・イギリス）か、い労働時間」があげられています。五五時間（ドイツ・フランス）も長くなっています。このため、わが国では先進国にふさわしい労働条件にしていこうとしています。

労働時間の短縮に対する国の施策

労働時間の短縮の一つの方法としての週休二日制は、勤労者の労働条件の向上・福祉の増進とともに、余暇時間の拡大による財の購入や余暇サービスの享受など、消費支出を増加させる効果も大きく、内需拡大にもつながります。

そこで政府は、労働時間の短縮を図るため、昭和六十二年九月に「法定労働時間を週四十時間に段階的に短縮していく」などの内容を骨子とする、労働基準法の改正を行いました。

国は一月から土曜閉庁

政府は、土曜閉庁の社会的機運を高めるため、ことし一月から、国の行政機関の土曜閉庁方式（第二・第四土曜日の閉庁）をスタートさせています。また、銀行をはじめとする金融機関でも、郵便局も含め、二月から完

全週休二日制に移行しました。こうした状況の中で、地方公共団体でも、国にあわせて土曜閉庁を実施できるよう、地方自治法の一部改正を昨年十二月に行いました。

多摩地区では

このような社会的な動きに対して、市民の皆さんが身近に利用される窓口や施設を、数多く抱えている多摩地区の市町村では、可能な限り各市町村が統一に対応するため、東京都市長会ならびに東京都町村会が中心となって、土曜閉庁について検討を重ねてきました。その結果、東京都や特別区との均衡を図りつつ、円滑に土曜閉庁を実現するための「東京都市町村における土曜閉庁方式についての基本的考え方」をこの二月にまとめました。

基本的な考え

- ①土曜閉庁は、可能な限り広範囲な職場への導入を図る。
- ②閉庁とする土曜日は、第二・第四土曜日とする。
- ③土曜日・日曜日に多く利用されている施設は、これまでどおり開庁とする。
- ④実施時期については、東京都および特別区との均衡を図りつつ定める。

電話サービス

戸籍謄本、抄本、住民票の写し地域センターでも

市では、従来から市民サービスの一つとして、戸籍謄本、抄本、住民票の写しを喜多見駅売店、狛江駅売店、和泉多摩川駅売店で受けとることができた制度がありますが、この三か所の駅売店のほか、四月から新たに地域センター（野川・上和泉・岩戸・南部）でも受け取ることができるようになりますので、詳細は市民課。

狛江市では

市では、東京都市長会ならびに東京都町村会の「基本的考え方」を踏まえ、この四月の第二・第四土曜日から閉庁することと

土曜閉庁実施の

閉・開庁部門

閉庁する部門

- ▽市役所の宿日直業務を除くすべての部門
- ▽水道課事務所

開庁する部門

- ▽地域センター（野川、上和泉、南部、岩戸）
- ▽市民総合体育館、市民プール、グラウンド（市民、野川、多摩川緑地公園）、テニスコート（元和泉、東野川）、ゲートボ

ごみの収集は従来どおりです